



各 位

会 社 名 助川電気工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 百目鬼 孝一
(コード：7711、JASDAQ)
問合せ先 常務取締役 小瀧 理
(TEL. 0293-23-6411)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、本年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」)により新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行すること、及び「定款一部変更の件」を平成27年12月16日開催予定の第78期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「代表取締役の異動および監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限移譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成27年12月16日開催予定の第78期定時株主総会において、必要な定款変更等についてのご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。

また、改正会社法により責任限定契約の締結範囲が拡大されたことに伴い、責任限定契約に関する規定の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

3. 定款変更の日程(予定)

| | |
|-------------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催予定日 | 平成27年12月16日(水) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成27年12月16日(水) |

以 上

【別紙】変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分を表示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集等)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集等)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 （条文省略）</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 （条文省略）</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の数) 第29条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の任期) 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>(業務執行の委任) 第26条 <u>取締役会は、その決議によって、会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 （現行どおり）</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 （現行どおり）</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|-------|
| <p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> | (削 除) |
| <p>(<u>監査役会の権限および決議の方法</u>)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u></p> <p><u>2. 前項の決定は、監査役の権限の行使を妨げない。</u></p> <p><u>3. 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> | (削 除) |
| <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削 除) |
| <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | (削 除) |
| <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | (削 除) |
| <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第37条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | (削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|------------------|---|
| (新 設) | <p><u>(監査等委員会)</u> <u>第30条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u> <u>2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |
| (新 設) | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| (新 設) | <p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> |
| 第38条～第41条 (条文省略) | 第33条～第36条 (現行どおり) |
| (新 設) | <p><u>附則</u> <u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第78期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |